

永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人の皆様へ

中国残留邦人等の方々の老後の生活の安定を図るため、

# 「新たな支援」

がスタートします。

厚生労働省社会・援護局  
援護企画課中国孤児等対策室

◆1

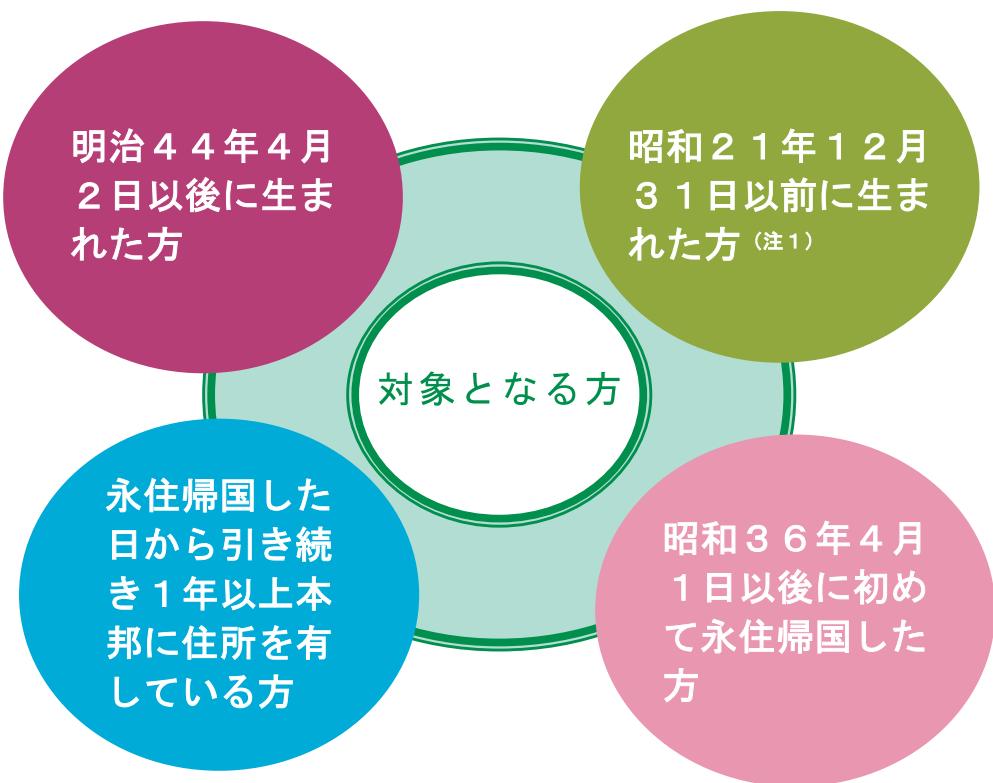
## 「老齢基礎年金の満額支給」のご案内

下記の要件に該当する中国残留邦人等の方々に対し、国が国民年金の保険料相当額の一時金を支給し、その中から未拠出分の保険料を国が中国残留邦人等の方々に代わって追納して、満額の老齢基礎年金を受給できるようにします。

(既に保険料を拠出している場合は、その分は一時金として中国残留邦人等の方々に支払われます。)

次の要件のいずれにも該当する中国残留邦人等の方々が対象となります。

- ① 明治44年4月2日以後に生まれた方
- ② 昭和21年12月31日以前に生まれた方<sup>(注1)</sup>
- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している方
- ④ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方



(注1) 昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。



## 老齢基礎年金の満額支給のための一時金を受けるには、 厚生労働省に申請が必要です。

左記要件に該当する方は、申請書に所定の事項を記入し、必要な書類を添えて、厚生労働省中国孤児等対策室宛郵送して下さい。

申請書の受付は平成20年1月から開始いたします。

なお、受付期間は5年間となります。

### ◆◇申請書の郵送先◇◆

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省社会・援護局援護企画課  
中国孤児等対策室

### ◆◇受付開始◇◆

# 平成20年1月1日より

※受付期間は5年間となります。

- ◆ 申請が認められた現在年金受給中の方の老齢基礎年金額は、保険料が追納された月の翌月分から改定される予定です。
- ◆ 申請が認められた65歳前の方の老齢基礎年金は、原則65歳から支給開始となります。
- ◆ 既に繰上げ請求により65歳前から減額された老齢基礎年金を受給されている方は、希望により一定の調整を行った上で、繰上げによる減額がない満額支給にすることもできます。

平成20年1月1日現在において、

- ・ 帰国後1年経過している方は、  
平成20年1月1日から5年間。
- ・ 帰国後1年未満の方は、  
1年経過した日から5年間。

申請書は、

- ・ 都道府県、市区町村の援護担当課
- ・ 厚生労働省中国孤児等対策室

にあります。

(必要に応じ厚生労働省から郵送します。)

## 「老齢基礎年金の満額支給による対応を 補完する生活支援」のご案内

1の「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等と、その配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対し、従来の生活保護に代えて、新たに生活支援給付等を支給します。

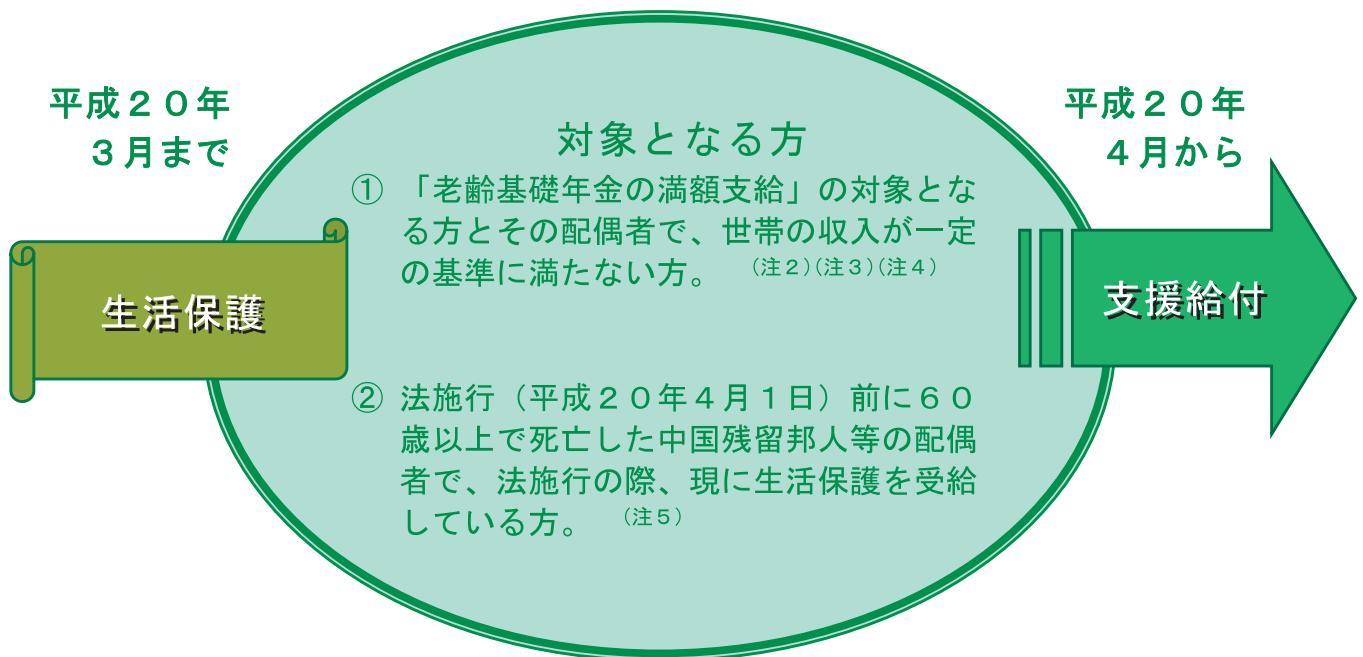
この場合、満額の老齢基礎年金やその他の収入の一定割合について、収入認定を行わないことにより、その分、従来の生活保護よりも給付額が増加します。

(給付額はお住まいの地域及び世帯の状況等により異なります。)

この支援給付は、平成20年4月から、お住まいの都道府県、市区町村の福祉事務所などで実施されます。

### 「支援給付の種類」

生活費、住宅費、医療費、介護費用等が必要な場合に**生活支援給付**、**住宅支援給付**、**医療支援給付**、**介護支援給付**等を支給します。



### 「支援・相談員」による支援等

中国残留邦人等を深く理解し、中国語等がわかる「支援・相談員」が、福祉事務所などにおいて皆様の相談や支援にあたります。

(注2) ①の対象者の方で、法施行(平成20年4月1日)の際、現に生活保護を受けている方は自動的に支援給付に切り替わることになります。

(注3) 平成20年4月1日以降に支援給付を受給中の中国残留邦人等ご本人が死亡した場合は、配偶者が引き続き支援給付を受けることが出来ます。

(注4) ①の対象者の方で、現在生活保護を受けていないが、新たに支援給付を受給しようとする方は、お住まいの都道府県、市区町村の福祉事務所にご相談下さい。

(注5) ②の対象者の方は、現に生活保護を受けている福祉事務所にご相談下さい。

### ◆ 3 「地域社会における生活支援等」のご案内

中国残留邦人等とその配偶者及び2世・3世の方々が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、次のような事業を実施します。

#### 「地域における支援ネットワーク事業」

地域のボランティア団体等が実施している交流事業等に気軽に参加できるよう環境づくりを行います。



#### 「身近な地域での日本語教育支援事業」

お住まいの周辺や地域にある日本語教室等において、日本語を学習する機会を提供とともに、目標に向けて学習の支援や助言を行います。

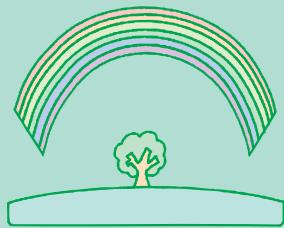


#### 「自立支援通訳等の派遣及び巡回健康相談支援事業」

言葉の問題や生活習慣等の違いなどから、日常生活上の様々な困難を抱えている方々に対し、  
① 日常生活上の相談や助言  
② 公的機関等のサービス利用時の通訳の派遣  
③ 2世・3世への就労相談  
④ 医療や食生活などの健康相談等の支援を行います。



- ◇ 「地域における生活支援等」については、お住まいの市区町村によって事業の内容が異なります。
- ◇ 本事業への参加を希望する方は、お住まいの都道府県、市区町村の援護担当課へ平成20年4月以降ご相談下さい。



厚生労働省社会・援護局

援護企画課中国孤児等対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
直通電話 03-3595-2456